

山北町 橋りょう長寿命化修繕計画 (個別施設計画)



(写真：清水やまなみ橋)

令和 7 年 3 月



山北町

目 次

1.	長寿命化修繕計画の背景と目的.....	1
1. 1.	背景.....	1
1. 2.	目的.....	2
2.	長寿命化修繕計画の対象施設.....	3
3.	健全性の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針.....	4
3. 1.	健全性の把握.....	4
3. 2.	日常的な維持管理に関する基本的な方針.....	4
4.	計画全体の方針.....	5
4. 1.	老朽化対策における基本方針.....	5
4. 2.	新技術等の活用方針.....	8
4. 3.	費用の縮減に関する具体的な方針.....	8
5.	計画全体の目標.....	9
5. 1.	集約・撤去や新技術等の活用に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果.....	9
6.	計画対象期間における事業計画.....	10
7.	長寿命化修繕計画による効果.....	11
8.	意見聴取した学識経験者、計画策定部署.....	12
8. 1.	意見聴取した学識経験者.....	12
8. 2.	計画策定部署.....	12

【別紙 1】個別の構造物ごとの事項

- ・ 構造物の諸元
- ・ 直近における点検結果及び次回点検年度
- ・ 対策内容
- ・ 対策の着手・完了予定年度
- ・ 対策に係る全体概算事業費

1. 長寿命化修繕計画の背景と目的

1.1. 背景

国が平成25年11月に策定した「インフラ長寿命化基本計画¹」に基づき、道路管理者は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする「インフラ長寿命化計画」を策定することが求められました。これを受け、本町では「山北町公共施設等総合管理計画」を策定しています。さらに、その計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める「長寿命化修繕計画（個別施設計画）」を策定することが求められました。本計画は、インフラ資産の内、橋りょうに関する長寿命化修繕計画を策定するものになります。

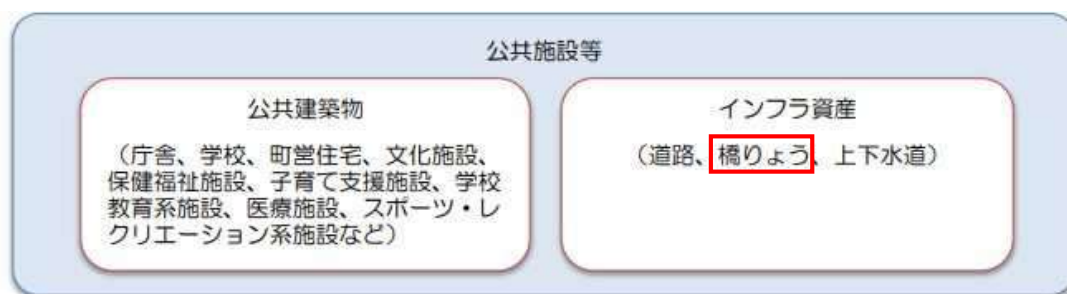


図1-1 計画の体系図²

また、平成26年7月には、道路法施行規則の一部改正が施行され、5年に1回の頻度で近接目視により定期点検を行うことが基本となりました³。これを踏まえ、令和元年度に定期点検を実施し、令和2年3月に橋りょう長寿命化修繕計画を策定しました。令和5年3月には一部改定を行い「新技術等の活用方針及び集約・撤去や新技術等の活用に関する短期的な数値目標及びコスト縮減効果」を追記しました。本計画は、令和元年度から令和5年度に定期点検を実施した68橋について、橋りょう長寿命化修繕計画を改定するものになります。

表1-1 橋りょう長寿命化修繕計画の策定経緯

年版	備考
令和2年3月	策定
令和5年3月	一部改定（新技術等の活用方針を追加）
令和7年3月	改定（本計画）

¹ インフラ長寿命化基本計画は、平成25年6月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、同年11月にとりまとめられた基本計画です。

² 山北町公共施設等総合管理計画（令和3年3月改定）p.1

³ 道路法施行規則第四条の五の六

1.2. 目的

長寿命化修繕計画の目的は、以下の通りとします。

- ・ 定期点検の結果や施設の重要性を踏まえた修繕の優先順位を設定することで、効率的に修繕を実施します。
- ・ 修繕計画を踏まえたメンテナンスサイクルを構築することで、橋りょうの長寿命化、大規模修繕の回避、中長期的なトータルコストの縮減及び予算の平準化を図ります。

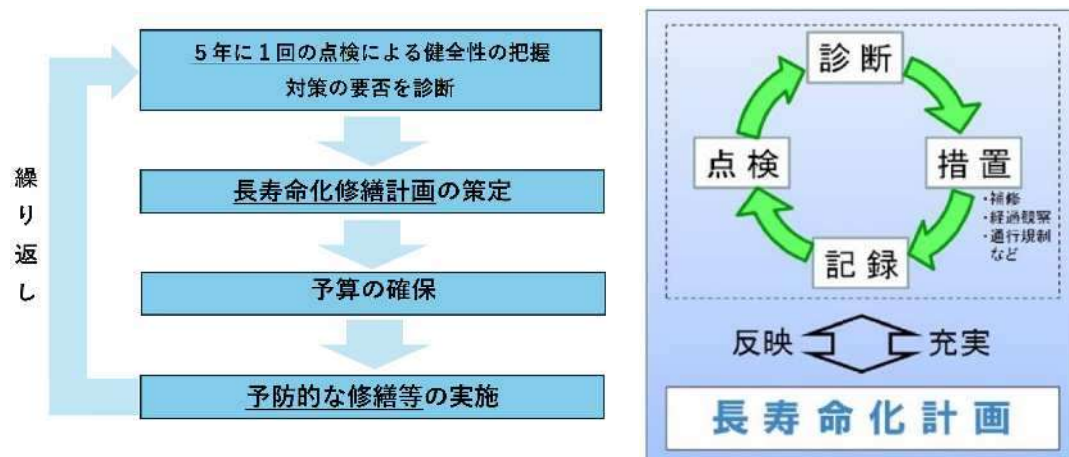


図 1－1 長寿命化修繕計画の目的⁴

⁴ 道路のメンテナンスサイクルの構築に向けて（平成 25 年 6 月 社会資本整備審議会 道路分科会 道路メンテナンス技術小委員会）における、「道路メンテナンス技術小委員会の中間とりまとめについて」及び「第 4 回道路メンテナンス技術小委員会 配布資料」より

2. 長寿命化修繕計画の対象施設

(1) 対象橋りょうの名称及び諸元

対象橋りょうの名称及び諸元は別紙 1 の通りです。

(2) 対象橋りょうの道路条件

対象橋りょうの道路条件は表 2－1 の通りです。

表 2－1 道路条件

緊急輸送道路 ⁵	緊急輸送道路 補完道路 ⁶	その他道路 ⁷	合計
0	10	58	68

(3) 対象橋りょうの桁下条件

対象橋りょうの桁下条件は表 2－2 の通りです。

表 2－2 桁下条件

緊急輸 送道路 ⁵	緊急輸 送道路 補完道 路 ⁶	緊急輸 送道路 ⁵ と鉄道	その他 道路 ⁷	鉄道	河川・水 路	その他	合計
3	0	1	0	4	58	2	68

⁵ 緊急輸送道路とは、地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うための道路です。

⁶ 緊急輸送道路補完道路とは、緊急輸送道路を補完する道路です。

⁷ その他道路とは、緊急輸送道路、緊急輸送道路補完道路以外の道路です。

3. 健全性の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

3.1. 健全性の把握

山北町では、令和元年度から令和5年度に68橋の定期点検を実施しました。点検結果は、表3-1に示す、健全性の診断の区分（以下「健全性」という。）に分類しています。計画対象橋りょうの健全性は別紙1の通りです。

表3-1 健全性の診断の区分⁹

健全性		状 態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

3.2. 日常的な維持管理に関する基本的な方針

橋りょうを良好な状態に保つため、日常的な維持管理として、パトロールや清掃などを行います。

⁹ トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第四百二十六号）

4. 計画全体の方針

4.1. 老朽化対策における基本方針

(4) 適用方針

本計画は「橋梁長寿命化修繕計画基本方針¹⁰⁾」に基づき策定することを基本とします。

(5) 管理水準

健全性Ⅰを管理水準とします。よって、修繕した橋りょうは、健全性Ⅰに回復させます。

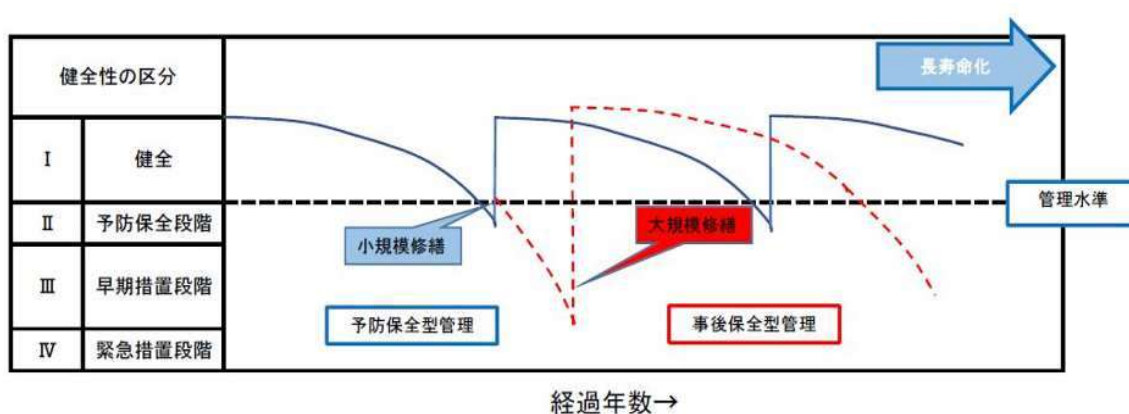


図4-1 管理水準¹¹⁾

¹⁰⁾ 橋梁長寿命化修繕計画基本方針とは、神奈川県内の市町村が管理する橋りょうにおいて、道路管理者が統一的な管理及び効率的な維持管理を実施することを目的として策定された基本方針のことです。令和5年4月に（公財）神奈川県都市整備技術センターが策定しています。

¹¹⁾ 橋梁長寿命化修繕計画基本方針 p.4

(6) 管理方針

橋りょうの管理方針は、「予防保全型」を基本とします。予防保全型は、健全性がⅡとなった段階で、予算の範囲内で必要な対策を計画的に実施します。ただし、第三者被害のおそれの無い溝橋や単径間の床版橋等で、構造特性や周辺状況により、大規模修繕を行う際の社会的影響が小さいと判断した橋りょうについては「事後保全型」で管理します。事後保全型は、健全性がⅢとなった段階で対策します。表4－1に予防保全型の管理方針、表4－2に事後保全型の管理方針を示します。計画対象橋りょうの管理方針は別紙1の通りです。

表4－1 予防保全型の管理方針¹²

健全性		管理方針	修繕優先度
I	健全	健全な状態であるため、修繕の対象外とします。	(低い)  (高い)
II	予防保全段階	<u>予防保全の観点から、予算の範囲内で必要な対策を計画的に実施します。</u>	
III	早期措置段階	5年以内に優先して修繕を実施することを基本とします。	
IV	緊急措置段階	緊急措置が必要な状態であるため、本計画の対象外とします。	

表4－2 事後保全型の管理方針¹²

健全性		管理方針	修繕優先度
I	健全	健全な状態であるため、修繕の対象外とします。	(低い)  (高い)
II	予防保全段階	<u>修繕の対象外とします。</u>	
III	早期措置段階	5年以内に優先して修繕を実施することを基本とします。	
IV	緊急措置段階	緊急措置が必要な状態であるため、本計画の対象外とします。	

¹² 橋梁長寿命化修繕計画基本方針 p.4,p.9 (一部修正)

(7) 修繕の優先順位

効率的に修繕を実施するため、修繕の優先順位を設定します。修繕の優先順位は、橋りょうの健全性と重要度指標¹³により、図4-2の通りとします。

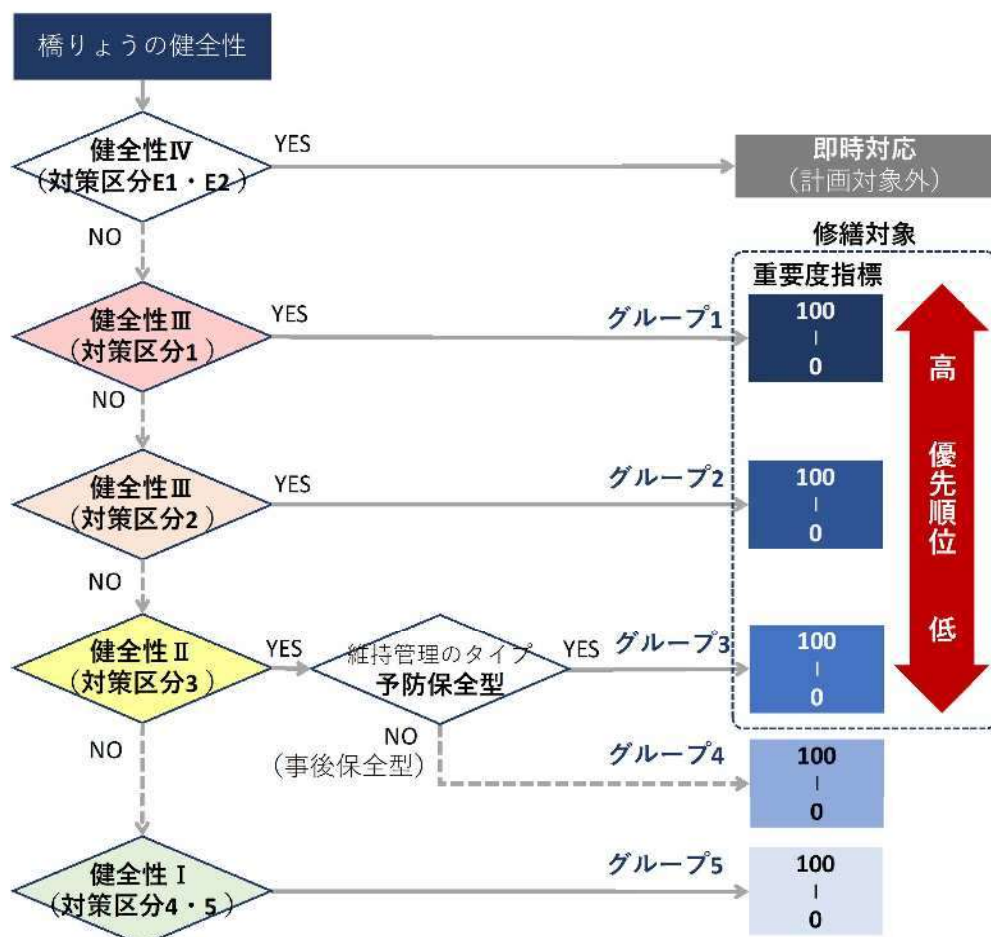


図4-2 修繕の優先順位¹⁴

¹³ 重要度指標は、利用者・第三者・管理者の視点で評価項目と配点を設定し、その合計点数により施設の重要度を評価したものです。

¹⁴ 橋梁長寿命化修繕計画基本方針 p.23（一部修正）。ここで、フローに示す対策区分とは、神奈川県市町村版定期点検要領【橋梁編】に基づき判定された数値です。

4.2. 新技術等の活用方針

新技術等の活用方針は、以下の通りとします。

- ・ 定期点検を実施する際は、点検支援技術性能カタログ¹⁵を参考にして、点検支援技術の活用を積極的に検討します。
- ・ 修繕を実施する際は、新技術情報提供システム (NETIS)¹⁶等を参考にして、新技術・新工法の活用を積極的に検討します。

4.3. 費用の縮減に関する具体的な方針

費用の縮減に関する具体的な方針は、以下の通りとします。

- ・ 橋りょうごとに最適な管理方針を決定することで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・ 定期点検や修繕において、新技術等を積極的に活用することにより、事業の効率化やコスト縮減を図ります。
- ・ 利用状況などから、集約・撤去が可能な橋りょうについては、地域住民との合意形成や関係機関との調整を進めていきます。集約・撤去の実現により、維持管理の効率化やコスト縮減を図ります。

¹⁵ 点検支援技術性能カタログとは、道路構造物の点検の効率化・高度化を推進するため、国土交通省が定めた標準項目に対する性能値を開発者に求め、開発者から提出されたものをカタログ形式でとりまとめたものです。

¹⁶ 新技術情報提供システム (NETIS) とは、新技術の活用のため、国土交通省が新技術に関わる情報の共有及び提供を目的として整備したデータベースシステムのことです。

5. 計画全体の目標

5.1. 集約・撤去や新技術等の活用に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果

(1) 集約・撤去に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果

利用状況がほとんど無く、迂回路が存在する1橋について、令和11年度(2029年度)までに集約・撤去することで、約520万円のコスト縮減を目指します。

(2) 新技術等の活用に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果

1) 定期点検

橋梁点検車やロープアクセス工法により点検している橋りょうの内、令和11年度(2029年度)までに6橋で点検支援技術の活用を目指します。点検支援技術の活用により、約60万円のコスト縮減を目指します。

2) 修繕

本計画の対象期間内で修繕を行う橋りょうの内、令和11年度(2029年度)までに3橋で新技術・新工法の活用を目指します。新技術・新工法の活用により、約36万円のコスト縮減を目指します。

6. 計画対象期間における事業計画

(1) 対策内容

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)の対策内容は、別紙1の通りとします。

(2) 次回の点検年度

次回の定期点検は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)に実施します。対象橋りょうごとの次回点検年度は、別紙1の通りとします。

(3) 次回の長寿命化修繕計画の改定年度

次回の改定は令和11年度(2029年度)に実施します。

7. 長寿命化修繕計画による効果

計画対象橋りょうについて、損傷が軽微なうちに修繕を行う「予防保全型¹⁷」と、損傷が深刻化してから大規模修繕を行う「事後保全型」で、50年間に要する費用をシミュレーションしました。

シミュレーション結果より、予防保全型による修繕費用は16億円、事後保全型による修繕費用は18億円となりました。予防保全型の維持管理をすることにより、約11%のコスト削減効果（差額約2億円）が見込まれます¹⁸。

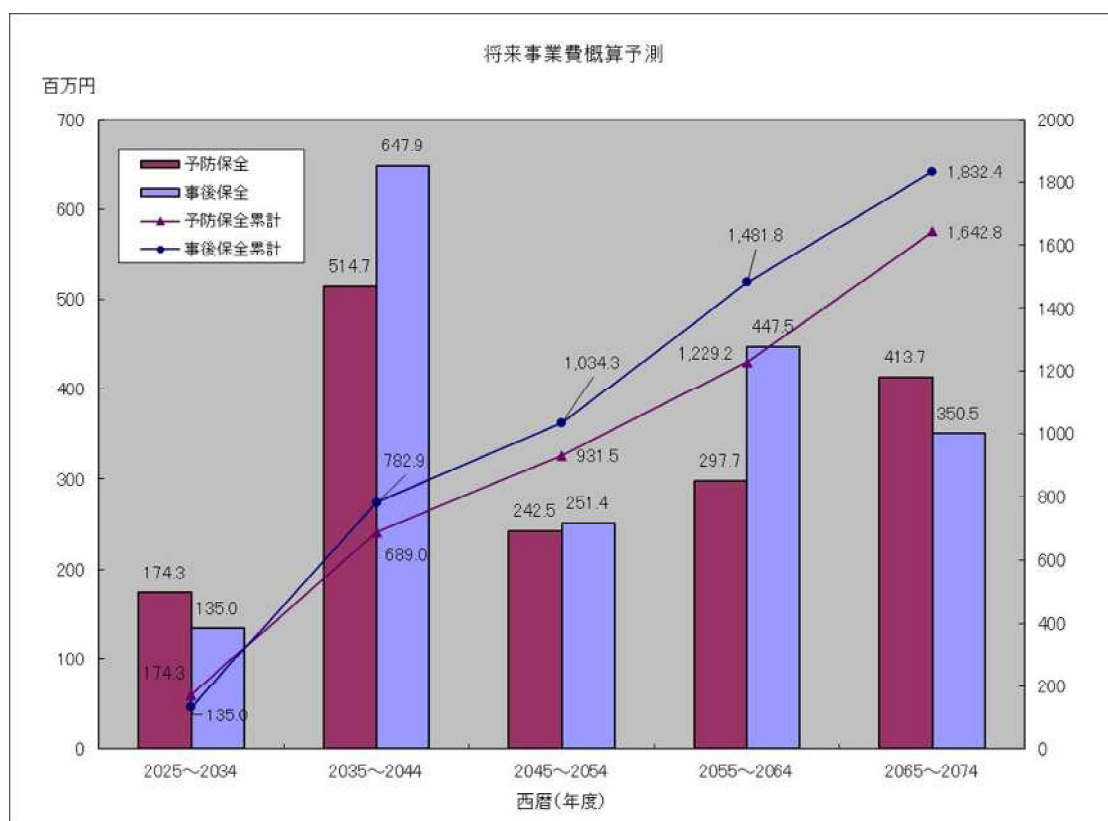


図7－1 50年間の修繕費用の試算

¹⁷このシミュレーションで定義する「予防保全型」とは、別紙1に記載した管理方針とします。

¹⁸今後、定期点検データを蓄積していくことで、さらなる精度向上が図れるため、現在の値に固定化されるものではありません。

8. 意見聴取した学識経験者、計画策定部署

8.1. 意見聴取した学識経験者

関東学院大学	理工学部	出雲 淳一	教授
横浜国立大学	大学院 都市イノベーション研究院	勝地 弘	教授

8.2. 計画策定部署

山北町都市整備課
TEL : 0 4 6 5 - 7 5 - 1 1 2 2 (代表)